



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。あわせてご一読ください。

➔ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)



PGF生命ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➔ 募集代理店からのご説明事項

- この保険はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。
- 野村証券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取り扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問い合わせください。

➔ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取扱うことができます。なお、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に関しまして確認をご希望の場合には、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

(ご契約後のご照会は)
引受保険会社

プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

野村証券株式会社
取扱者(生命保険募集人)

UD FONT 見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

No.39793/25.04

NM-530112-05 PGF-A-2024-053(2025.4.1)

PGF事業保険 福利厚生プラン ＜米ドル建＞

米国ドル建養老保険(18)/無配当

“米ドル建”という
選択肢を。
輝かしい
未来のために。



特に重要なお知らせ 契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼パンフレット

この書面は、保険業法第300条の2(金融商品取引法第37条の3第1項を準用)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。

引受保険会社

PGF生命
プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命

募集代理店

野村証券株式会社

世界の基軸通貨

米ドル建で築く

従業員と企業のおんしん

「積立」で米ドル建の「資産」を築いていく



PGF生命は
世界最大級の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。



PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャンネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。
*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

【日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介】

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(保険持株会社)

プルデンシャル生命

PGF生命

ジブラルタ生命

PGフレンドリー・パートナーズ(保険代理店)

PGF生命については
こちらからご確認ください。



◀本社 プルデンシャルタワー(東京 永田町)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

PGF事業保険福利厚生プラン(米ドル建)の特徴

特徴 1

退職金の財源を準備することができます

特徴 2

生命保険としていつ起きるかわからない「万一」に備えるための機能があります

特徴 3

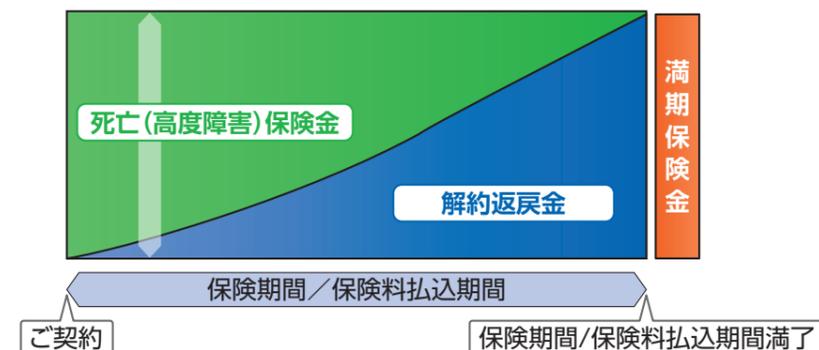
福利厚生プランの場合、一定条件のもと保険料の2分の1を損金扱いすることができます

契約概要 (福利厚生プラン)

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

<イメージ図>



特徴 1

退職金の財源を準備することができます

死亡保険金は万一の死亡退職金・弔慰金として、満期保険金は役員・従業員への退職金の財源として活用することができます。

特徴 2

生命保険としていつ起きるかわからない「万一」に備えるための機能があります

- ◆ 保険期間中、死亡された場合は死亡保険金をお支払いします。
 - ◆ 保険期間中、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当された場合、高度障害保険金をお支払いします。
 - ◆ 満期を迎えられた場合は満期保険金をお支払いします。
- ※ 死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は同額で重複してお支払いしません。

特徴 3

一定条件のもと保険料の2分の1を損金扱いすることができます

所定の条件を満たすことによって、主契約の払込保険料の2分の1を「福利厚生費」として損金算入することができます。(養老保険に係る保険料(法人税基本通達9-3-4(3)))

※ 経理処理の詳細は、15～16ページをご覧ください。
 ※ 税務の取扱いにつきましては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご確認ください。

1 | 商品の特徴と仕組みについては以下のとおりです。

➔ 保険商品の名称：米国ドル建養老保険(18)

➔ 保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 役員・従業員への退職金の財源を米ドルで準備したい。
- 保険期間中は、死亡保障と高度障害保障を確保したい。
- 死亡保険金受取人に役員・従業員の遺族を指定し、弔慰金等の支払いにそなえたい。

➔ 商品の特徴

- この保険は、死亡または高度障害になったとき死亡(高度障害)保険金を受け取ることが、また、満期を迎えられたとき満期保険金を受け取ることができる米ドル建の生命保険です。
- この保険は米ドル建であり、円貨で払い込まれ、または円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額・解約返戻金額等が円でお申込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 「福利厚生プラン」は契約者および満期保険金受取人を法人、被保険者を役員・従業員(原則、全員加入)、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とします。

2 | 主な保障内容については以下のとおりです。

●保険金等について

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として保険期間中に、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存していたときにお支払いします。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保障は消滅します。

<保険料の払込免除について>

- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。
 - 保険料のお払込みが免除された後も、保険料は引き続き保険料払込期間満了までお払込みがあったものとして取り扱います。したがって払込免除前同様に解約返戻金は増え続けます。
- *所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<払済保険について>

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の米ドル建の養老保険(払済保険)に変更することができます(保険金額は小さくなります)。
- 払済保険変更後の死亡保険金額が1,000米ドルを下回る場合、払済保険に変更することができません。

- 契約者が法人の場合、高度障害保険金等の受取人を被保険者から契約者(法人)に変更することができます。お申込み時に所定の方法でお申出ください。

<お申出の条件>

- ①契約者・死亡保険金受取人がともに法人であること
- ②被保険者の同意を得ていること

※受取人を契約者に変更する場合、指定代理請求特約を付加することはできません。

3 | 主な特約とその内容については以下のとおりです。

- 特約を付加することで、さらに充実した保障内容にすることができます。

特約名	保障内容	受取人	特約保険料	お取扱い
円換算払込特約 ▶7ページ	保険料を円でお払込みいただけます。	—	不要	お申込時に付加されます。保険料払込方法(経路)が口座振替扱または送金扱の場合*1
円換算支払特約 ▶7ページ	保険金や解約返戻金等のお受取りを円で行うことができます。	—	不要	保険金等の請求時に付加することができます。
円換算貸付特約 ▶8ページ	契約者貸付金のお借入やご返済を円で行うことができます。	—	不要	契約者貸付の請求時に付加することができます。
保険金等の支払方法の選択に関する特約 ▶8ページ	保険金や解約返戻金は年金でのお受取りや一定期間の据置きが可能です。	—	不要	保険金等の請求時、または支払事由発生前に付加することができます。
リビング・ニーズ特約 ▶9ページ	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を前払請求することができます。	被保険者または契約者(法人)*2	不要	お申込時に付加されます。
指定代理請求特約 ▶10ページ	受取人が保険金を請求できない場合など、所定の事情がある場合、代理人が請求することができます。	—	不要	お申込時に付加されます。契約者が個人の場合、または契約者が法人で高度障害保険金等受取人を契約者とするお申出がない場合*1
介護年金移行特約 ▶11ページ	契約日から1年経過後、所定の要介護状態に該当している場合、死亡保障にかえて、解約返戻金を年金原資とした介護年金に移行することができます。	被保険者	不要	お申込時に付加することができます。

*1 記載のお取扱い以外の場合、お申込時に付加されません。

*2 契約者および死亡保険金受取人が法人で高度障害保険金等受取人を契約者とするお申出がある場合

⇒ 円換算払込特約

特約保険料不要

- 保険料払込方法(経路)が口座振替扱または送金扱の場合、保険料等のお払込みの際、この特約を付加し米ドルを円に換算して、円でお払込みいただけます。
- 円でお払込みいただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。
※PGF生命所定の為替レートについては、あわせて19ページの「保険料を円で払い込む場合の費用」をご覧ください。

対象	換算基準日*
初回保険料(第1回保険料)	保険料払込日(PGF生命着金日)の前日
2回目以降の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日

- *換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
- *円でお払込みいただく保険料は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、平準払いにおける毎回の払込みのたびごとに変動(増減)します。
- *PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、受取時の為替相場で円に換算した保険金額・解約返戻金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることもあります。
- *保険料払込方法(経路)が外貨預り金振替扱(野村證券からの送金)の場合、この特約のお取扱いはありません。

⇒ 円換算支払特約

特約保険料不要

- 保険金・解約返戻金等をご請求いただくとき、この特約を付加することにより米ドルにかえて円でお受取りいただけます。
- 円でお受取りいただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。
※PGF生命所定の為替レートについては、あわせて19ページの「保険金等を円でお受取りいただく場合、円建の介護年金をお受取りいただく場合の費用」をご覧ください。

対象	換算基準日*
死亡(高度障害)保険金・解約返戻金	所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日
保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(米ドル建の年金を円に換算して受け取る場合)	年金支払日の前日
保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(満期保険金額等を一括で円に換算して、円建の年金を受け取る場合)	年金開始日の前日
満期保険金	保険期間満了日

- *換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
- *円でお受取りいただく保険金・年金・死亡一時金・解約返戻金等をお受取りになる場合、お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。

⇒ 円換算貸付特約

特約保険料不要

- 契約者貸付金のお借入れやご返済、および保険料の自動振替貸付のご返済をするとき、この特約を付加することにより米ドルを円に換算して、円でお受取りまたは円でご返済いただけます。貸付金の円でのお受取金額・ご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて増減します。
- 円でお受取りまたはご返済いただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。

対象	換算基準日*	
契約者貸付	お借入れ	所定の書類をPGF生命の本社にて受理した日の前日
	ご返済	返済日の前日
保険料の自動振替貸付		

- *換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
- *円での貸付金のお受取り、またはご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。

⇒ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

特約保険料不要

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を変更することができます。
※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取扱いきれません。
- 支払方法を年金に変更することができます。

法人

年金種類	取扱範囲	
確定年金 (年金支払期間指定型)	支払事由発生前*	年金支払期間: 5年・10年
	支払事由発生後	年金支払期間: 5年~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	支払事由発生後	年金支払期間: 指定年金額により定まる期間(5年以上、1年単位)

- *契約者が法人に限り支払事由発生前に中途付加できます。契約時に付加することはできません。
- *この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型)の場合は年金支払期間)を計算します。

- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。
※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

⇒ リビング・ニーズ特約

特約保険料不要

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします (被保険者 (または指定代理請求人) が指定した金額 (指定保険金額) から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします)。

- 保険金の支払限度額は30万米ドル*となります。

* 30万米ドルの限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円 (所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM (対顧客電信仲値) で換算した円支払額) 以内となる必要があります (支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります)。

※ 死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

※ 余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解 (場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン) も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

※ 契約者および死亡保険金の受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て、被保険者のかわりに、この特約の受取人を契約者に指定または変更することができます。

⇒ 指定代理請求特約

特約保険料不要

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

- 保険金等の受取人 (保険料の払込免除の場合は契約者) が法人の場合、この特約による代理請求を行うことができません。

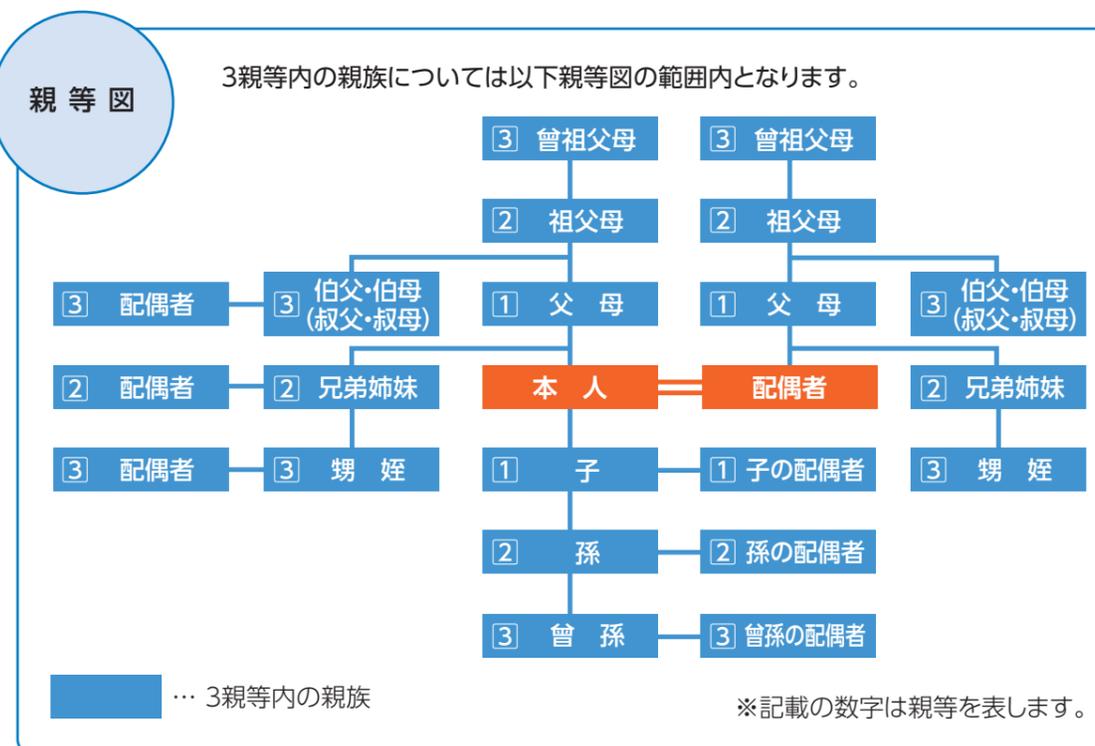
<代理請求の対象 (例)>

主契約 / 特約	対象
主 契 約	高度障害保険金
	満期保険金
	保険料の払込免除
リビング・ニーズ特約	特約の保険金

- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

※ 上記の範囲をこえる場合でも、PGF生命が認めた所定の範囲内であれば、指定代理請求人に指定することができます。くわしくはPGF生命までお問い合わせください (指定する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります)。



→ 介護年金移行特約

特約保険料不要

● 契約日からその日を含めて1年経過後、かつ被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合、死亡保障の全部または一部にかえて、解約返戻金を年金原資とした介護年金に移行することができます。また、満65歳未満でPGF生命所定の要介護状態に該当した場合*1、介護年金に移行することができます。

*1 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

● 第1回介護年金支払日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたってお受取りいただけます。

● 介護年金は円でお支払いします。

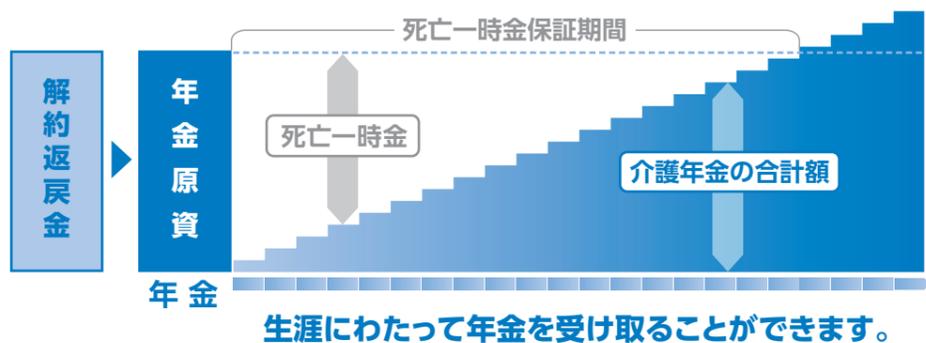
● 死亡一時金保証期間*2中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から年金受取総額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

*2 死亡一時金保証期間とは、年金受取総額が初めて年金原資額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。

※ 将来お受取りになる年金額は、年金原資設定時の基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。

※ 保険期間満了日の満年齢が40歳未満の場合には、この特約は付加できません。

<イメージ図>



4 | 保険料については以下のとおりです。

保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・15年
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回保険料(第1回保険料) <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替扱または送金扱の場合、PGF生命の指定する口座にお振込みいただけます。 ・外貨預り金振替扱の場合、野村証券の外貨預り金から送金いただけます。 ● 2回目以降の保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替扱の場合、PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお申込みいただけます。 ・外貨預り金振替扱の場合、野村証券の外貨預り金からの送金によりお申込みいただけます。 ・送金扱の場合、PGF生命から郵送される振込依頼書によりお申込みいただけます。 <p>※ 口座振替扱の場合、口座振替日は金融機関によって異なります。 ※ 外貨預り金振替扱・送金扱でお申込みいただく場合、保険料払込方法は半年払、もしくは年払となります。</p>
最低保険料	月払:30米ドル / 半年払:180米ドル / 年払:360米ドル

※ 保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

※ 口座振替扱または送金扱で保険料をお払込みになる場合(円換算払込特約)、お申込みいただく保険料は円となります。この場合、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、平準払いにおける毎回のお払込みのたびごとに変動(増減)します。

<高額割引制度について>

ご契約の主契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

5 | ご加入条件については以下のとおりです。

保 険 期 間	保険料払込期間と同一	
	保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲
被保険者の契約年齢範囲 (満年齢)	55歳	15歳～50歳
	60歳	15歳～55歳
	65歳	15歳～60歳
	70歳	15歳～65歳
	75歳	15歳～70歳
	80歳	15歳～75歳
	15年	15歳～65歳
最低死亡保険金額	2万米ドル	
最高死亡保険金額*1	700万米ドル*2	
満期保険金受取人	契約者	
死亡保険金受取人*3	被保険者の配偶者または2親等内の親族	

- *1 最高死亡保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等へのご加入状況等により、ご加入いただける上限額が異なります。
 - *2 700万米ドルの限度額のほか、他の保険契約と通算して7億円(申込日の属する月の前月末日のTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。
 - *3 ご契約時に複数人、ご指定いただくことができます。
- ※保険金額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。
 ※傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引受けさせていただく場合があります(くわしくは23ページの「告知義務について」をご覧ください)。
 ※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

6 | この保険に配当金はありません。

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約返戻金については以下のとおりです。

- 保険期間中、いつでも将来に向かって保険契約の解約をすることができます。解約した場合、解約返戻金を請求することができます。
- 保険料払込期間中、保険金額を減額し保険料のお払込額を少なくすることができます。保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱います。なお、減額は主契約の保険金額が2万米ドルを下限として1,000米ドル単位で取り扱います(将来変更される可能性があります)。
- 解約の際、解約控除がかかります。くわしくは20ページの「解約(減額)の際にご負担いただく費用」をご覧ください。

8 | この保険には投資リスク・為替リスクがあります。

- この保険は投資リスク・為替リスクがあります。投資リスク・為替リスクについて、くわしくは20～21ページの「投資リスク・為替リスクについて」をご覧ください。

9 | 諸費用については以下のとおりです。

- この保険でご負担いただく諸費用について、くわしくは19～20ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

10 | その他については以下のとおりです。

<契約者貸付について>

- 保険期間中、急に資金が必要になった場合等、解約返戻金額の90%を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。
 - 貸付金は、米ドルでのお受取りにかえて、円でもお受取りいただけます(円換算貸付特約)。
 - 貸付金は、PGF生命所定の利率で計算された利息がかかります。
 - 契約者貸付の元利金(保険料の自動振替貸付がある場合はこれを含みます)が解約返戻金額をこえた場合、ご契約は失効します。
 - 貸付金の返済は一括および分割のいずれも取り扱います。貸付金を円でご返済される場合のご返済額は、返済日の前日のPGF生命所定の為替レートの変動に応じて増減します。
- ※円での貸付金のお受取り、またはご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため、損失が生じるおそれがあります。

<保険料の自動振替貸付について>

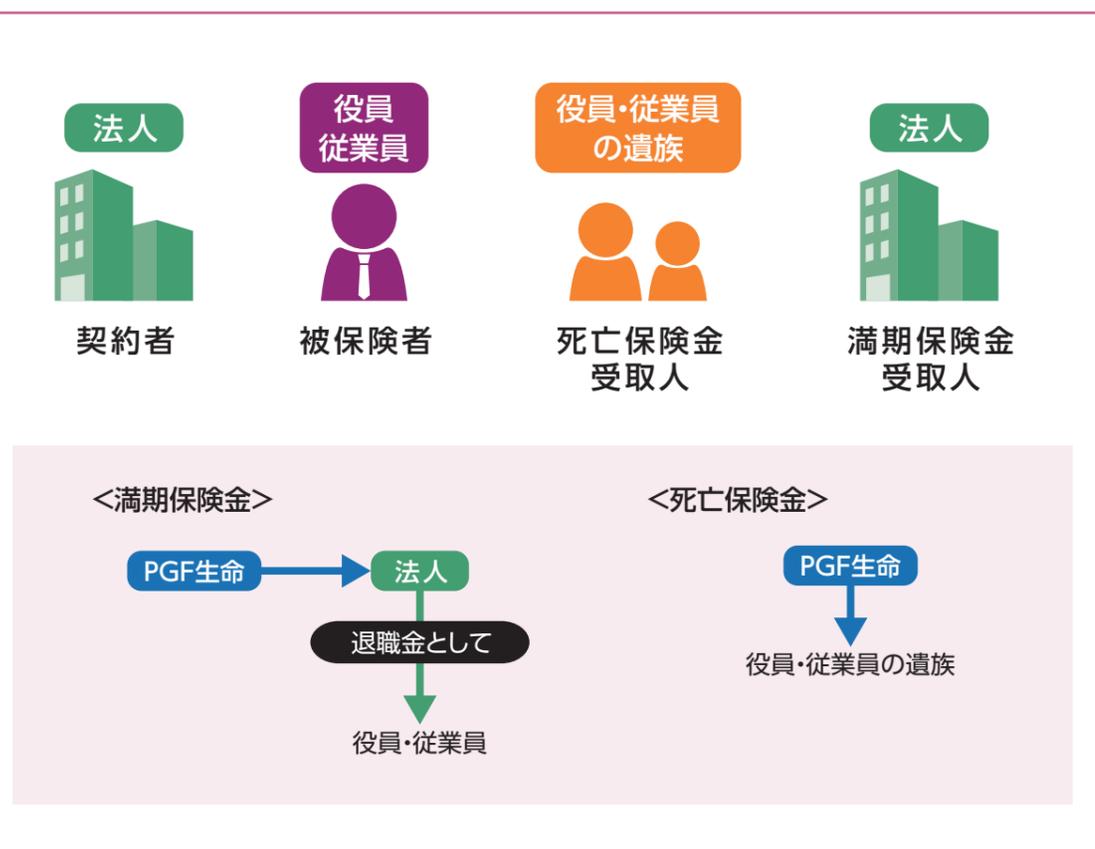
- 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎたときでも、PGF生命所定の解約返戻金がある場合には、その解約返戻金の範囲内で自動的に保険料をお立替し保険を有効に継続させます。
- お立替した保険料は、猶予期間満了日に貸付したものとし、PGF生命所定の利率で計算された利息がかかります。
- 保険料の自動振替貸付が適用されるものとして計算した場合の保険料の自動振替貸付の元利金(契約者貸付がある場合はこれを含みます)がその場合の解約返戻金額をこえた場合、保険料の自動振替貸付はできません。
- お立替した保険料のご返済は一括および分割のいずれも取り扱います。貸付金を円でご返済される場合のご返済額は、返済日の前日のPGF生命所定の為替レートの変動に応じて増減しますので為替リスクによる損失が生じるおそれがあります。
- 自動振替貸付をご希望にならない場合、PGF生命所定の書面でお申し出いただきます(保険料払込期間中に保険料の自動振替貸付についての非適用のお申出をいただく場合、PGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください)。

以下の条件を満たすご契約の場合、主契約の保険料の2分の1を資産計上し、残額について福利厚生費*として損金算入が可能です。

- 従業員全員、あるいは年齢、勤続年数など合理的な基準による普遍的加入であること
- 契約者・満期保険金受取人が法人で、死亡保険金受取人が被保険者の遺族であること

*「福利厚生費」とは、従業員の生活向上や労働環境改善のために支出される費用のことです。

給付のながれ



保険料支払時の処理

保険料の2分の1を資産に計上し、残額については福利厚生費として損金に算入します。

例: 年払保険料として300万円を支払った場合

	借方	貸方
保険料積立金	150万円	現金または預金 300万円
福利厚生費	150万円	

死亡保険金受取時の処理

役員・従業員(被保険者)の遺族が死亡保険金を直接受け取った場合は、資産に計上してある保険料積立金を雑損失として取り崩します。

例: 死亡保険金として役員・従業員(被保険者)の遺族が1,000万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が120万円だった場合

	借方	貸方
雑損失	120万円	保険料積立金 120万円

解約返戻金受取時の処理

資産に計上してある保険料積立金を取り崩し、受け取った解約返戻金との差額を雑収入として益金に計上します。

※ 保険料積立金よりも解約返戻金の方が小額の場合は、差額を雑損失として損金算入します。

例: 従業員の退職に伴い、解約返戻金として法人が750万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が350万円だった場合

	借方	貸方
現金または預金	750万円	保険料積立金 350万円
		雑収入 400万円

満期保険金受取時の処理

資産に計上してある保険料積立金を取り崩し、受け取った保険金との差額を雑収入として益金に計上します。

例: 満期保険金として法人が3,000万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が1,400万円だった場合

	借方	貸方
現金または預金	3,000万円	保険料積立金 1,400万円
		雑収入 1,600万円



2024年12月現在の税制に基づき一般的に認められている経理処理を記載しています。今後の税制改正によって、変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別のケースによって「支払保険料」を損金算入しても、「満期保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額くわしくは「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご確認ください。

は本資料の記載と異なることがあります。最終的な判断は、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。は同額となり、**節税効果はありません**。法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません**。

契約概要（経営者プラン）

⚠️ **ご契約の前に必ずお読みください。**

- ✓ **経営者プラン（特定の役員を被保険者とする）をお申込みされる場合、契約概要（福利厚生プラン）と合わせてご確認ください。**
- ✓ **この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いします。**
- ✓ **「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

1 | 商品の特徴について

➡ 保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 役員の退職金の財源を米ドルで準備したい。
- 保険期間中は、死亡保障と高度障害保障を確保したい。

➡ 商品の特徴

- **この保険は、死亡または高度障害になったとき死亡（高度障害）保険金を受け取ることが、また、満期を迎えられたとき満期保険金を受け取ることができる米ドル建の生命保険です。**
- **「経営者プラン」は、契約者を法人、被保険者を特定の役員とします。**

2 | 経営者プランの場合に付加できる特約とその内容について

➡ 疾病障害による保険料払込免除特約

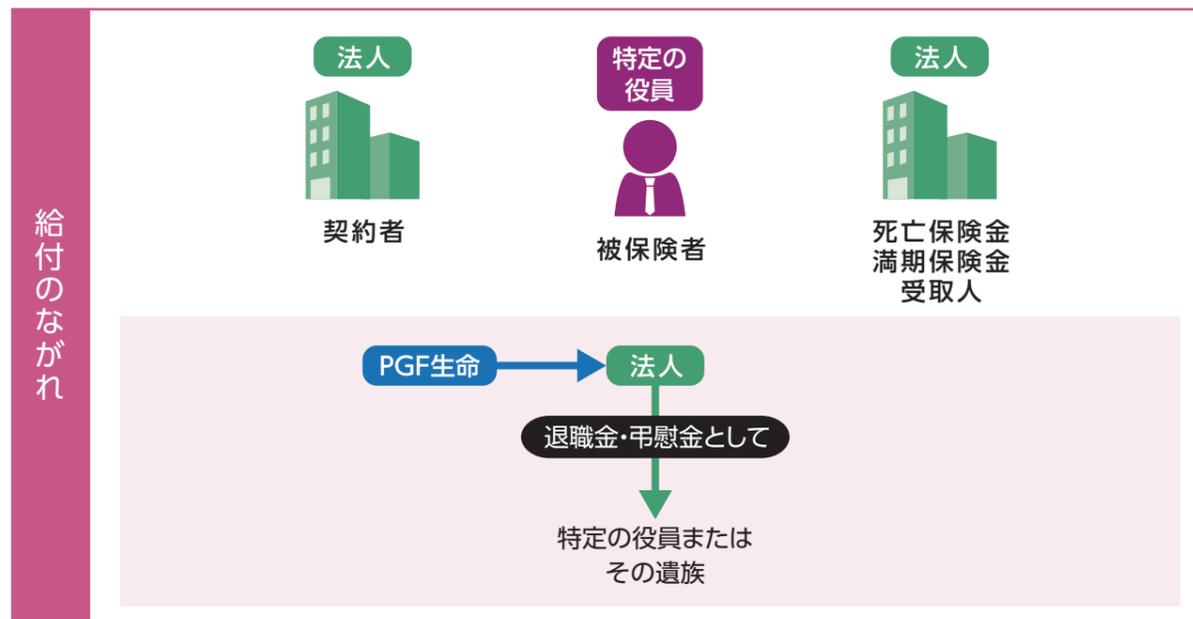
特約保険料必要

- 被保険者が疾病により所定の身体障害状態*に該当されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。この特約自体には解約返戻金はありません。
*所定の身体障害状態につきまして、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 保険料のお払込みが免除された後も、保険料は引き続き保険料払込期間満了までお払込みがあったものとして取り扱います。したがって払込免除前同様に解約返戻金は増え続けます。
※この特約を付加する場合、特約保険料のお払込みが伴います。

参考

主な経理処理について

<契約者・保険金受取人が法人のケース>



保険料支払時の処理

保険料全額を資産計上します。

例：年払保険料として300万円を支払った場合

借方		貸方	
保険料積立金	300万円	現金または預金	300万円

死亡保険金受取時の処理

資産から保険料積立金の総額を取り崩し、死亡保険金との差額を雑収入として益金に計上します。

例：法人が3,000万円を受け取り、その時点の保険料積立金が500万円だった場合

借方		貸方	
現金または預金	3,000万円	保険料積立金	500万円
		雑収入	2,500万円

解約返戻金受取時の処理

資産に計上してある保険料積立金を取り崩し、受け取った解約返戻金との差額を雑収入として益金に計上します。

※保険料積立金よりも解約返戻金の方が小額の場合は、差額を雑損失として損金算入します。

例：解約した時点の解約返戻金が1,400万円、保険料積立金が1,300万円だった場合

借方		貸方	
現金または預金	1,400万円	保険料積立金	1,300万円
		雑収入	100万円

満期保険金受取時の処理

資産に計上してある保険料積立金を取り崩し、受け取った保険金との差額を雑収入として益金に計上します。

※主契約の経理処理となります。

例：満期保険金として法人が3,000万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が2,500万円だった場合

借方		貸方	
現金または預金	3,000万円	保険料積立金	2,500万円
		雑収入	500万円



2024年12月現在の税制に基づき一般的に認められている経理処理を記載しています。今後の税制改正によって、変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別のケースによっては本資料の記載と異なることがあります。最終的な判断は、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

注意喚起情報

⚠ **ご契約の前に必ずお読みください。**

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

➡ ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」「保険料を円で払い込む場合の費用」「保険金等を円でお受取りいただく場合、円建の介護年金をお受取りいただく場合の費用」「保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用」「保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用」「クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用」、および「解約(減額)の際にご負担いただく費用」となります。

<保険料より控除される費用>

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

<保険料を円で払い込む場合の費用>

「円換算払込特約」を付加して保険料を円で払い込む場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

<保険金等を円でお受取りいただく場合、円建の介護年金をお受取りいただく場合の費用>

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合、「介護年金移行特約」を付加して円建の介護年金をお受取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

<保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用>

- お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 米ドルでのお受取りにかかる手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(お受取時にPGF生命にご確認ください)。

<保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用>

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2025年4月現在)を年金支払日の年金原資より控除します。

<クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用>

お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

<解約(減額)の際にご負担いただく費用>

契約日から10年未満に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*)を控除した金額が解約返戻金額となります。

*解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。なお、解約控除後の解約返戻金額につきましては、設計書にてご確認ください。

➡ 投資リスク・為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円貨で払い込まれ、または円貨でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額・解約返戻金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険料をお払込みになる場合(円換算払込特約)、お払込みいただく保険料は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、**平準払いにおける毎のお払込みのたびに変動(増減)します。**
- 円で保険金・解約返戻金・年金等をお受取りいただく場合(円換算支払特約、介護年金移行特約)、**お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。**
- **受取時の為替相場で円に換算した保険金額が(死亡)退職金の金額を下回る場合は、その差額は契約者にご負担いただきます。**
- 契約者貸付等(自動振替貸付を含みます)をご利用の際に円での貸付金のお受取り、または元利金のご返済をされる場合(円換算貸付特約)、**お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。**

- この保険にかかる**為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。**
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)が差し引かれるため、お受取金額がお払込みになった円換算の保険料の総額を下回る場合があります。**
- クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、**返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。**
- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、解約返戻金額は払込保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

	保険料のお払込み時の通貨	お申込みの撤回等の際の返金通貨
円換算払込特約を付加する場合	円*1	円*3
円換算払込特約を付加しない場合	米ドル*2	米ドル*4

- *1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
- *2 募集代理店等で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
- *3 円でお払込みいただいた金額と同額を返金いたします。
- *4 米ドルでお払込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合(金融機関で米ドルに交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**
 - ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料 ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

※米ドルでお受取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。

【お申込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。

※お申込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申出、お手続きください。

PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

※契約者が法人の場合、法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります(後日、PGF生命からお送りする書面に押印ください)。ホームページよりお申込みの撤回等の手続きを完了させることはできません。

<書面の場合>

「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申出書面(封書)の記載見本

切手 11008964

〇〇局 00.00.00

消印有効 10日以内の

東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当 宛

PGF生命 行

私は下記契約の申込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店
預金種目 〇〇
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 〇〇〇〇

●お申込みの撤回等をする旨の明記

●自署*1

●申込書控に印字

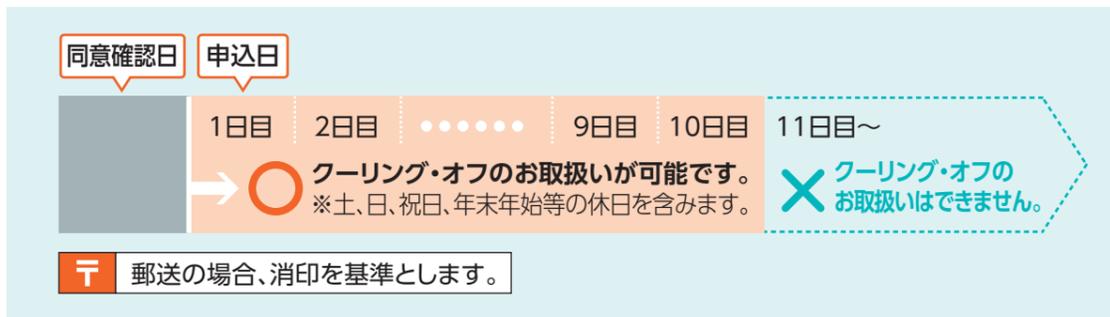
●すでに保険料を払い込まれた場合*2

●送付先住所
〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

*1 契約者が法人の場合、法人名・代表者名の明記および法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります。
*2 PGF生命にお払込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

1 お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)については以下のとおりです。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日または本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、電磁的記録または書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申込みの撤回等をされた場合、**原則PGF生命にお払込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。**
- 円換算払込特約の付加有無等により、お申込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、右記をご参照ください。**

【お申込みの撤回等のお取扱期限】

お申込みの撤回等の方法	お取扱期限
電 磁 的 記 録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書 面 の 郵 送	10日以内の消印まで有効
書 面 の 直 接 提 出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、**お申込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取扱いできません。**

- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

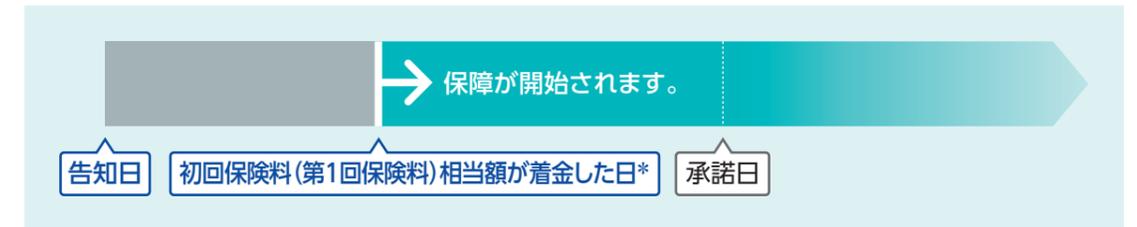
2 告知義務については以下のとおりです。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。
- ご契約の申込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただく場合があります。なお、傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引受けできる場合があります。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。
- 被保険者が入院または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申込みいただけません。

3

保障を開始する時期(責任開始期)については以下のとおりです。

- PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、初回保険料(第1回保険料)相当額のお払込み(PGF生命への着金*)と告知がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



*保険料払込方法(経路)が外貨預り金振替扱の場合は、野村証券にて振込処理を行った日となります。

- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金等をお支払いできない場合については以下のとおりです(以下、代表的な例)。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日、復旧日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡ くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等については以下のとおりです。

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込期月および猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込期月	払込猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約応当日のない月の場合はその月の末日まで)	払込期月の翌月初日から末日まで
半年 年 払 払	年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。ただし、保険料のお払込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息(複利)が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知(ご契約によっては診査)*と延滞保険料のお払込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

6

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減については以下のとおりです。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7

預金等との違いについては以下のとおりです。

本商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。

8

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合については以下のとおりです。

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合、不利益となることがあります。
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9

米ドル建の保険料・保険金等の税務上のお取扱いについては以下のとおりです。

- 米ドル建の生命保険の税制上のお取扱いは、日本国内で販売されている円建の生命保険と同様に行います。
- 特約を付加し、保険料のお払込みや保険金等のお受取りを円で行った場合、実際に授受した円の金額でお取扱いします。
- 米ドルで行う場合は、一般的に保険料のお払込み等、金銭の授受が発生するときを基準とし、そのときの為替レートで換算した金額でお取扱いします(発生時換算法)。

※くわしくは、法人税基本通達13の2-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)をご覧ください。

法人税基本通達13の2-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算) <抜粋>

法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》及び法第61条の9第1項第1号イ《発生時換算法の意義》の規定に基づく円換算は、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。



2024年12月現在の税制に基づき記載しています。今後の税制改正によって、変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別のケースによっては本資料の記載と異なることがあります。最終的な判断は、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

10 保険金等のご請求については以下のとおりです。

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

保険金請求専用ダイヤル 通話料
無料 **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はおご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

11 お問い合わせ窓口については以下のとおりです。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター 通話料
無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載をしておりますのでご覧いただくか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項については以下のとおりです。

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合とあります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の**明示事項および同意事項**をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

✓ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します ▶ 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します ▶ 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します ▶ 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります ▶ 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申し込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります ▶ 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります ▶ 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します ▶ 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます ▶ 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります ▶ 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。



「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

PGF事業保険福利厚生プラン<米ドル建>

米国ドル建養老保険(18)

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したものになります。

- いつでもホームページからパソコン・スマートフォン等で閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/weby/2332.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、をクリックしてください。

Web約款番号

※この商品のWeb約款番号は **2332** です。

----「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは-----

お申込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申出ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間> 平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

⇒ よくあるご質問について

Q1 | 保障はいつからはじまりますか？

A1 責任開始期です。
責任開始期とは、告知ならびに初回保険料(第1回保険料)相当額のお申込み(PGF生命への着金*)がともに完了したときです。



*保険料払込方法(経路)が外貨預り金振替扱の場合は、野村証券にて振込処理を行った日となります。

▶くわしくは24ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

Q2 | クーリング・オフはできますか？

A2 できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、10日以内であればお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。



▶くわしくは21~23ページの「お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

Q3 | 保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

A3 いいえ。
保険料の払込猶予期間がありますので、その期間内にお申込みいただければご契約は継続します。

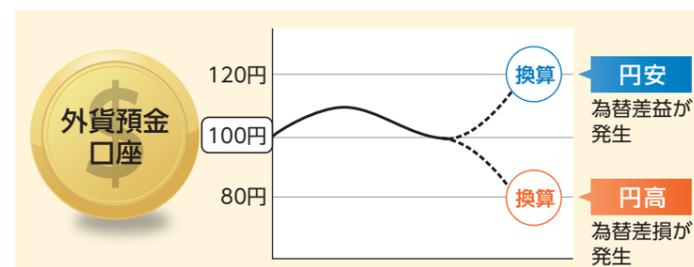


※払込猶予期間は払込方法によって異なります。

▶くわしくは25ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q4 | 米ドルで受け取る場合、何か注意すべきポイントがありますか？

A4 あります。
将来円に交換する際は交換時の為替レートによって損失が生じる可能性があります。



ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類ですので大切に保管してください。

お申込みから1~2週間後に交付します。

※「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイド」を同封します。

保険期間中



●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに送付します。

ご契約後に活用いただけるサービス

PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族(配偶者・2親等内)がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人フロンティア)

■ 電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 専門医による電話相談

■ マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス (提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
- 「まもるっく」(事務手数料無料)
- 「HOME ALSOK Connect」(初回2ヵ月月額利用料無料*)

*警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。

※法人は利用対象外です。

※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。

※記載の内容は、2024年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払いします。**



- PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。